

飯南町介護保険サービス事業経営戦略

団 体 名 : 飯南町

事 業 名 : 飯南町介護保険サービス事業

策 定 日 : 令和 2 年 9 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 月 日	
事 業 の 内 容	訪問看護ステーション	指定管理者制度導入 状	直営
職 員 数	3 人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	1 人
看護職員数	2 人	事務職員	人
介護職員数	人	その他職員	人
介護支援専門員数	人		

②施設

施 設 数	1	定 員	人
延 床 面 積	38 m ²	居 室 床 面 積	m ²
サ ー ビ ス 日 数	275 日	年 延 利 用 者 数	3,068 人

(2) 現在の経営状況

収益面においては、介護サービス収益が訪問看護師を1名増員したことにより平成29年度にピークを迎えたが、その後は利用者数や訪問回数の減少により減額傾向にある。また、一般会計繰入金は、事業会計の収支均衡のための経費として繰り入れているが、平成30年度から介護サービス収益の減少に伴い増額傾向にある。

一方、費用面においては、職員給与比率が高水準であるため、介護サービス収益で給与費が賅えず、一般会計繰入金の増額につながっている。また、令和元年度は、人事異動により勤務年数が長い職員が配置されたため、職員給与費がより一層増加した。ただし、経常管理費については、公用車購入等大型の備品購入費がない年については、250万円程度で推移し、大きな変動は見られない。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

平成29年度から訪問看護師を1名増員したことにより、人員不足によって訪問できなくなる状況が解消し、29年度は前年度と比較して介護サービス収益が500万円弱増加した。それにより、29年度においては一般会計からの繰入金を入れることなく、繰越金と介護サービス収益のみで経常収支が黒字化した。

平成29年度中に訪問用車両を1台増やしたことにより、全ての訪問看護師・訪問理学療法士が専用の車両を使用することができ、訪問回数が増につながった。

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

飯南町唯一の訪問看護事業所であり、医療機関と在宅医療を結ぶ担い手としての役割も大きい。雲南広域連合「雲南地域第7期介護保険事業計画」においても、訪問看護の需要は減少しないと予測されており、また、近隣市町村においても一定量の需要が見込まれることから、唯一の選択肢としての役割も大きいと思われる。

(2) 高齢者人口等の予測

雲南広域連合「雲南地域 第7期介護保険事業計画」によると、飯南町の人口推計は、令和7年度には4,400人まで減少し、それに伴い高齢者数も1,900人台まで減少すると予測されている。しかしながら、人口に占める高齢者の割合は、44%台後半で高止まりする予測となっている。

要介護(要支援)認定者数は、令和7年度においてもほぼ横ばいの傾向にあると予測されている。

(3) 介護需要の予測

雲南広域連合「雲南地域 第7期介護保険事業計画」によると、飯南町における訪問看護及び介護予防訪問看護の需要は、令和7年度においても現在と同程度と見込まれる。なお、隣接している雲南市における訪問看護及び介護予防訪問看護の需要も現在と同程度であり、訪問看護事業所がない掛谷・吉田地区での一定量の需要は今後も見込まれる。

(4) 施設の見通し

施設での介護サービスを行う事業ではないため、施設の更新は不必要であるが、訪問の際に使用する車両については定期的に更新していく必要がある。また、訪問看護システムについてもハードウェアの更新に合わせてシステムの更新を行う必要がある。

民間等で訪問看護事業に取り組む動きは現状見られないため、今後も飯南町として事業を継続していかなければならない。

(5) 組織の見通し

訪問看護師については、町の人事異動の中で人員を確保しているため、すぐに人材が確保できなくなる状況ではない。ただし、病院事業においても看護師は不足しており、定期的に採用しなければ将来的に事業を縮小せざるを得ない状況になる可能性はある。

訪問理学療法士は現在1名体制であり、現状でも需要に応え切れていない状況にある。ただし、正職員で増員は、サービス供給に対して過剰となるため、非常勤職員での人材確保に努める。

3. 経営の基本方針

民間で訪問看護事業に参入する事業者が当面現れないと予想されるため、飯南町唯一の訪問看護事業の選択肢として今後も事業を継続していく。

需要は引き続き一定量見込まれているものの、患者の状態によっては入院や施設入所などにより需要が減少する可能性もあり、訪問回数や介護サービス収益に影響を及ぼす。その場合、介護サービス収益のみで経費を賄えなくなる可能性があり、その場合は一般会計からの繰入金により収支均衡を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 経営指標に係る数値目標

- ・収益的収支比率:100%以上
- ・介護サービス収益に対する職員給与比率:90%以下
- ・訪問件数:月300件
- ・職員数(会計年度任用職員を含む):6名(+1名)

② 収支計画のうち投資についての説明

・訪問車両の更新については、購入から10年を超えたものについて、11年目に購入費用として1,100千円を追加で計上した。

③ 収支計画のうち財源についての説明

- ・介護サービス収益については、令和2年度当初予算の単価により利用者1名あたり8,600円と見込み、月当たりの目標訪問件数の300件に見込単価を乗じることで月当たりの収益を算出し、さらに12を乗じて年間の収益を算出した。
- ・繰入金については、収支均衡になるように所要額を算出した。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費については、過去3年間の平均値から算出した。
- ・その他経費について、毎年250万円を計上した(主なものは、訪問看護システム賃借料、リース車両賃借料、車両燃料費、携帯電話通話料)。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	飯南町地域包括ケア推進局を中心とする地域包括ケアシステムでの役割を果たすが、これによる投資は必要ないとする。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	統合の相手先が存在しない。 将来的にサービス利用者が減少した場合、事業存続の検討をする。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	現状医療機関の民間参入もないことから、今後も期待できず、公的サービスと位置付けて事業を継続する。
その他	特になし

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	法令通りの対応を行う。
利用状況に関する事項	概ね利用者に見合うサービスは提供できているものの、訪問リハビリテーションについては、需要に応え切れていない。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	資金不足が生じないよう、一般会計繰入金を調整する。
資産の有効活用に関する事項	活用できる資産はない。
その他	特になし

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	現状医療機関の民間参入もないことから、今後も期待できず、公的サービスと位置付けて事業を継続する。
職員給与費の適正化に関する事項	一般会計に準じた対応を行う。
組織体制の効率化に関する事項	サービス利用者が減少した場合は、職員体制を見直すか、病院事業との兼務を行う。
その他	特になし

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町では、医療・介護・福祉の連携からなる地域包括ケアシステムを構築しており、住民も住み慣れた地域での最期を望んでいると思われる。在宅医療を進める上で、医療機関と患者をつなぐ訪問看護の役割は大きいと思われる。
公営企業として実施する必要性	医療機関は民間の歯科医院が1つ存在するだけで、残りは全て町立の医療機関であり、訪問看護についても、他に民間の事業者は存在せず、今後も参入が見込めないことから、公的サービスと位置付けて今後も事業を継続する必要がある。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、概ね3年ごとに改定を行う。 改定の際は、雲南地域介護保険事業計画を踏まえ、経営の在り方、事業手法の見直しについて改めて検討する。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度	N+6年度	N+7年度	N+8年度	N+9年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,381	2,919										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	3,857	3,381	2,919	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	7,238	6,300	2,919	1	1	1	1	1	1	1	1	1
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	111	109	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	25,601	27,357	25,812	30,960	30,960	30,960	30,960	30,960	30,960	30,960	30,960	30,960
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度									
区 分												
収 益 的 収 支 分	4,465	6,256	9,351	2,297	4,311	4,630	3,013	3,251	3,265	4,276	3,231	4,324
うち基準内繰入金	4,465	6,256	9,351	2,297	4,311	4,630	3,013	3,251	3,265	4,276	3,231	4,324
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	4,465	6,256	9,351	2,297	4,311	4,630	3,013	3,251	3,265	4,276	3,231	4,324